

1. 件名：京都大学複合原子力科学研究所の保安規定変更承認申請に係るヒアリング（１）
2. 日時：令和６年１月１１日（木） １６：２５～１７：２０
3. 場所：原子力規制庁１０階南会議室  
※本面談は、テレビ会議システムで実施
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部  
審査グループ 研究炉等審査部門  
荒川安全管理調査官、加藤上席安全審査官、伊藤主任安全審査官、  
加藤試験炉係長  
京都大学複合原子力科学研究所  
副所長 他２名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 配布資料  
資料１：京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定変更承認申請について（KUCA低濃縮化に係る変更）  
資料２：京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（KUCA低濃縮化に係る変更）  
資料３：京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉設置変更申請書との整理表（KUCA低濃縮化に係る変更）  
資料４：京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定変更の補足説明（KUCA低濃縮化に係る変更）  
資料５：低濃縮燃料要素に関するバードケージ収納枚数の制限について  
資料６：京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）新旧対照表（KUCA低濃縮化に係る変更）

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁のカトウですそれでは本日のヒアリング始めさせていただきたいと思います。
0:00:08	本日のヒアリングについてですけど、
0:00:12	規程の方の申請がございましたので、12月に申請がございましたので、そちらの方のご説明をいただけるということで開始、開催したいと思っております。
0:00:25	それですまず京都大学の方から資料の方、ご説明をお願いしたいと思うんですけど。
0:00:33	すべてご説明いただく必要がございませんので、内容を簡単にご質問いただければと思います。よろしくお願いいたします。
0:00:42	大学の三田村です。よろしくお願いいたします。
0:00:46	ヒアリング資料1から5それから参考資料一つ、提出させていただいておりますけれども、資料2以降、簡単にまとめたものが資料1となっておりますので、
0:00:58	審査会合も、もう時の東京のですね、資料1を説明させていただきたいと考えております。では資料1の1ページめくっていただきまして右下のページ。
0:01:11	よろしくお願いいたします。
0:01:13	5ページはこれまでの経緯と今後の予定と書いてございますので今回お隣の部分のところで町に加藤です。すいません。施設の概要等は大丈夫ですので、はい。
0:01:26	今回の申請に関するところからお願いしますでしょうか申し訳ございません。
0:01:32	土佐3ページの変更の理由については今回はですね大きく一つ二つございまして一つは、もう一昨年になります一昨年の4月に承認いただいた設置変更承認申請書こちらで、低濃縮燃料炉心、
0:01:47	についての許可がいただけましたので、それを保安規定に反映させるという、
0:01:52	いわば1目的の一つそれからもう一つは、記載の適正かつについてですね、規制の適正化についてはこの資料は特に以降取り扱いません。
0:02:02	それから関の概要については
0:02:05	飛ばさしていただきまして、7ページ右下7ページお願いいたします。
0:02:09	まず62条、第1項についてはこのようにこの四角の中のように変更させていただきたいと思っております。変更の内容としましては、ウランの農業要請は、燃料貯蔵棚で保管するんだと。それから鳥海森野側。
0:02:25	全量するアトリウム貯蔵庫で保管するんだということが今回、ほ。
0:02:30	本文の設置変更承認申請書、午後2-2、或いは添付書類8のこの8-3の2節に記載されましたのでそれを反映させるという趣旨でございます。
0:02:41	続きまして8ページ。
0:02:44	62条の第2項、8ページ以降は62条何項を、についてでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:50	これは
0:02:52	ではほぼ文言の修正になりまして、専用補完法という、言葉がありましたけれども、それはバードケージのことですねバードケージと同様に書くという変更でございます。
0:03:06	それから9ページでございます。こちらで
0:03:12	新たな年度低濃縮燃料をバードケージに収納するにあたって、それぞれ何枚、
0:03:19	にドル数量に制限するかということ、62条2項のこの部分について、決めるということでございます。で、決める根拠といたしましては本文の5-2のところ、バードケージへ有利三流して、こちらの利用、
0:03:36	言えば、
0:03:37	まずまで入ると以下入ると、それから経営水についてはそれぞれ、これこれぐらゐの量を入れるということで、こちらは根拠になってございまして、
0:03:47	次のページをお願いします。
0:03:49	今後、この先日8月の1日ですね、2、燃料政策の方の次に承認いただき、いただきましたけどもそちらを有利3号炉のスペックを用いまして、
0:04:02	それで±交差しておりますけどプラス側を保守的に採用しまして、先ほどの量を超えない枚数として、一番下の行。
0:04:13	下の2行のように、最大終了枚数は交代については、この利用枚数、計数率はこの枚数という形で設定したいということが、10ページでございます。
0:04:26	あと
0:04:29	11ページな文言にも、のみですこれまで高濃縮ウランしかなかったので、あまり意識は変えてませんでした到底濃縮ウランというのが混獲ありましたので、高濃縮と低濃縮の違いをはっきりさせるという趣旨です。
0:04:47	僕のところに行ったら都築にして、
0:04:51	こちら文言ですね、これ、
0:04:54	異なる種類の欄が混在させてはならないというところで明記するというところでございます根拠となるものを下の、その枠の下の部分の、
0:05:03	こちら、
0:05:05	以上がこの52項の第62条の第2項についてでございます。次はですね、63条の第3項ですけども、一番添付書類中の9-2-6節に、
0:05:19	こちらのような破損が検出された場合にはという文章が、配りましたのでそちらをこちら63条の3項を反映させるということでございます。
0:05:29	が63条の3項で、13ページでした。
0:05:33	続きまして、
0:05:36	68町の第2項、こちら

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:42	やっば、
0:05:45	これはですね。
0:05:48	上園農業中型の運た時のに関するものでして。
0:05:56	こちらも
0:06:00	これはこの枠内への枚数或いは、
0:06:06	の集合体としてボタンに制限するということでございます。
0:06:11	この根拠としましては添付資料 7 の表第 8-2-4、08-2-5 表。
0:06:20	で、ピアンカになる。
0:06:23	代表性について、様々代表神野金さん臨界量か、記載されております。それが、
0:06:32	大原則については、
0:06:34	バード形状の制限量。
0:06:36	を超えない。
0:06:37	衛生定数というものがないと、軽水炉についての場合の形状の制限を超えることは ないということで、独自と同じ制限を数に制限すると。
0:06:48	ということ。
0:06:51	ただ、
0:06:53	やっば 68 条の第 3 項ですけれどもこれは添付書類 10 のところですね、農業集 合体の誤装荷をしするために、間瀬柴野CSOに基づいて作業を行うわけでそれ 以外に、の対策として、
0:07:12	次ページ以降のことか。
0:07:15	記載されましたのでそれを、この 68 条の第 3 項に、
0:07:19	反映させると。
0:07:21	例えば、燃料集合体には燃料名称を記載して、間違えないようにするとかそう いったことでございます。
0:07:30	それから 15 ページ 16 ページ 17 ページについてです。
0:07:35	以降は別表の部分でございますけども、まず別表の第 2 の 18 ページでございま す。ここに、まず最初の
0:07:46	アド反応度の欄につきましては過剰反応度の定義というのがですね今回明確にな りましたので、過剰反応度は臨界流での進化される精査される、想定されるすべ ての生の反応度 9 価というものが、
0:08:00	設置選定の申請書の本文、動きされましたんでこちらで伺いさせております。
0:08:07	右下 19 ページ。
0:08:10	こちらですね
0:08:20	今回の設置変更によりまして、恐縮欄では固体原則炉心を、ここを、
0:08:30	高速代反射材として使わないということか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:33	金ありましたので、拘束高濃縮ウランの新法。低濃縮ウランとで、原則、代替燃料の割合を、
0:08:44	分けて明記したものが 19 ページの部分でございます。
0:08:49	それから最後、
0:08:51	そうじゃないです。別表段の最後、20 ページ、お願いします。
0:08:57	今回本部の 5-2-3-1。
0:09:02	で、庁舎物、
0:09:05	そういう何か形ん。
0:09:08	町名間の
0:09:11	が、
0:09:12	そして水が流入形成炉心です。ね破損して水が流入した場合を考えて、藤さん入る反応度について。それから、照射物。
0:09:22	切れてしまった、そういったことで反応度が入る可能性があってその制限値ってのが、明記されましたのでこちらを、
0:09:32	この 20 ページのレーダーに反映させているということでございます。以上はベクターについてご説明。
0:09:39	それが 3 で別表第 2、こちら医療の制約の報ですけれども、まずその表の 21 ページでございますけれども、
0:09:50	まず表のその構成をまず大幅に変えました。
0:09:54	というのはいろいろ今回このディープランニングをかなり膨らんだんですけどその見通しをよくするために、この大原則同士の燃料集合体の構成に関すること、計測を原則炉心の燃料集合炭鉱、
0:10:08	構成に関することそれから、炉心そのものの配置について、
0:10:13	絡み実験物について、こういった項目立てをしまして整理いたしました。あと、制限等のところで、一番下の米印で注釈をつけまして、
0:10:23	今回ですね燃料集合体じゃないすいません燃料要素がですね、答えも軽水も複数回にわたって分割されて搬入されていきます。その都度、一部仕様書にまた使用前、
0:10:38	事務所承認をいただいて最終的な証明確認をいただきたいと考えておりますので、一部仕様書を受ける前に、エースの事務所の所に向けてない方針を込まないと。
0:10:50	そういったためにこういった米印を下につけているということでございます。
0:10:56	こういった項目立てをした上ですね。
0:11:01	あとは 22 ページですと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:06	高濃縮ウラン燃料相当濃縮ウランの湯浅同時にご審議を用いないとするというのが本文の 5-8-2 の差に加わりましたのでそちらを、別表第 2-2。
0:11:17	させるってのが 22 ページのところでございます。
0:11:22	次は
0:11:25	tU
0:11:27	と、鳥海真鍋様宗塩島の答えですね、個体元素黒字ということも今回設置変更で
0:11:34	明記されましたので、こちらを 23 ページでは反映させていただきます。
0:11:41	また 24 ページ。
0:11:44	ここを減速材で反射材として使用しないということが明記されましたので本文中に されましたので、
0:11:54	答えの速度への集合体の構成のところの数字とか明記すると。
0:12:00	これは 25 ページ。
0:12:02	岡農業経営の執行ラインについては燃料要素 1 枚とその効率の組み合わせで炉 心の
0:12:11	戻せる構成が決まるわけですがそのセルの構造の範囲が決まりましたので、そち らを別表第 2-2 の上の集合体の構成のところに明記するというのが 25 ページで す。
0:12:27	ただ、
0:12:29	さらに領収形の中で、その運用手法をポリエチレンの板野組み合わせの方法、こ れは 1 種類に限定するということが、本文添付書類 8 のところに明記されました ので、
0:12:42	の集合体の構成のところにこれを反映させることが 26 ページでございます。
0:12:48	27 ページについては、炉心長が、
0:12:53	30 センチ中 47 センチ以下と制限が付きましたので、それぞれの集合体の構成、 ボタンの燃料集合体の構成の部分に追記して、明記するのが 27 点ございます。
0:13:08	ただ 28 ページの集合体お答えの燃料集合体場で 25 センチ厚以上残り 1 の柱を 制定ということが今回明記されましたので、こちらに反映させる 28 ページのと ころ、答え。
0:13:22	原則炉心の燃料集合体の構成のところに反映させるのが 28 ページございま す。
0:13:28	それからこの軽水の燃料集合体 1 個になりますけれども、
0:13:33	土橋古江のピッチが、33.5 ミリ 4.56 ミリということで予定されましたので、29 ペ ージ、すいません別表第 2 のに反映させるというのが 29 ページの内容でございま す。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:52	ただ今度は、固体原則炉心のろ紙 8 について、
0:13:58	いう、長伴委員の大東数日。
0:14:02	炉心全体にあたって、
0:14:05	単数にすると、ということ。それから
0:14:10	ポリエチレンの反射対応。
0:14:12	酸素異常マークと、
0:14:15	ということが英語明記されておりますのでそれをこの別表第 2 の 2 の答原則老人の排除し配置のところに明記するというのが 30 ページございます。
0:14:26	ただ、答えろ心理は、ここの柱で用いないということですのでそれを最下げさせる。これが 31 ページでございます。
0:14:38	これは答の新配置で整備の話について募集体制水平方向汀線対象になるようにするという提言が入りましたので、
0:14:48	こちらに 5 対原則方針の炉心配置のところに目これを明記するというのが 32 ページです。
0:15:00	過剰反応の調整用に先ほどの連合町の制限のことがありましたけども、それをより短いものについても、2 体で過剰反応調整及び使用していいということになってます。ただし制御棒隣接装荷しないことなんですが、
0:15:16	ということになってますので、それを五体原則を示し始めのところに反映させるってのが 33 ページです。
0:15:27	には、
0:15:29	これはゴソウここのゴソウかに関することでして、添付書類 10 のところの記載を反映させているんですけども、低濃縮倉持において炉心の清野吉村清野副課長安藤もつバーい。
0:15:42	すべての制御棒のうち半数が上限、残りの半数が壁。
0:15:46	で、中小破断影の状態で、
0:15:50	その状態でその炉心を構成するへの集合たちのい対応、先生の実態を、後の 1 に追加で装荷しても、認可状態になることっていう、
0:16:04	が必要となりましたので炉心後退原則炉心の新 8 のところに反映させるってのが 34 ページ。
0:16:14	これは理事は水制御を行いますということ、軽水厚労省のはい、市橋のところ
0:16:25	人々が 30 ページです。
0:16:30	ただ、
0:16:36	テーマスクーラーを炉心を構成する際に、
0:16:43	一緒にその混在のピッチ等の争点ピッチが存在した炉心を含まないということ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:52	2分割橋においては想定ピッチが4.526Bの燃料集合体の武装化することというのが、降格はありましたので、36ページですけれども、軽水下水道推進方針は維持。
0:17:04	というところの欄にこれを反映させるというのが30ページです。
0:17:09	それから低濃縮ウランの軽水ん誤診で
0:17:15	は、4月また5列の配置。
0:17:18	燃料集合体を配置するをしようとするので正しい、6ミリの燃料を、
0:17:26	蒼天ピッチの仕事を使用する2分割を身をまずのみすること。
0:17:31	それから
0:17:33	上の過剰反応度調整用に、農業総点MICEの総数の際、
0:17:40	大沼磯をするということが今回加わりましたので6軽水減速更新の炉心配置のところに反映させるというのが37ページです。
0:17:53	ただ
0:17:55	二分化これは制御棒の配置に関することとして景気減速炉心の、制御棒の配置に関してですけれども2分割方針を構成するバーい。
0:18:05	包括に対して対象に装荷すること。
0:18:09	それから分割幅について、15センチ以下とすることという、記載が設置変更で入りましたのでそれを反映させると38ページです。
0:18:20	それから、軽水減速炉CE、これは制御棒。
0:18:29	すいません間違えました38ページにちょっと戻りまして制御棒の配置となっている集合体の配置でした。それを二分化答申する際には、分割したその、
0:18:39	国土審が連結部に対して対象に装荷すること。
0:18:43	すいません。
0:18:44	次の39ページの制御棒の話です失礼しました。
0:18:48	ATSクーラーにおいて制御棒を配置するなったというのは、水平方向の点対象になるように、2分割をしにおいては、分割に対して検討対象になるように配置しても良いと。
0:18:59	記載を別表第2の2の下軽水減速法人の星橋野伴に記載するというのが39ページでございます。
0:19:13	よろしく欄において重水反射体として主張しないことということが今回入りましたので、第2の2の経営水源促進の方針案のところにこれ反映させるのが40ページでございます。
0:19:28	それから41ページですけどこれ実験物、パイルオシレータ用のもの、それから総務監照射物についての欄ですけれども、実験物はパイルオシレータの中に挿入装置想定するもので、それは承知の中で動かないで固定すること。それから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:45	答えとして粉体規定を用いないこととすることができ、
0:19:49	ありましたので今回、記載されておりますので、別表第 2-2 にこのような形でアサインさせるというのが 41 ページ。
0:20:00	これは総務監血がインテージの朴金井を固定するという、これは
0:20:07	下にありますような本部の箇所にたくさん入りましたので実験別のラインに反映させるのが 42 ページです。
0:20:17	それから、
0:20:20	遠藤さんの例でいきまして、東郷石倉の計数原則炉心で総務監が発生してる内部に水が流入することを考えて水の流入前後。
0:20:31	そういった発想が起きても、炉心の風間の制限値が守れるようにするというのが 43 ページです。
0:20:44	照射物、これは運転時に有意な変動がないように、燃料体にテープで貼り付けて固定するというとか。
0:20:52	管理させてるのが 44 ページの部分でございます。
0:20:59	それから、これ最後になりますけれども 49 ページでパイルオシレータの指標、それから照射物の移動。
0:21:07	それから操業の発想及びこれらの起因する温度上昇に伴う、添加される反応度考慮しても、す。
0:21:15	過剰反応度制限値。
0:21:17	守れるように、炉心補正ということが反映させてるのが一番最後の 45 ページのところでございます。
0:21:26	以上での駆け足になってしまいましたけども時はだから説明としては以上でございますよろしく願いいたします。
0:21:34	規制庁の加藤です。ご説明ありがとうございます。
0:21:39	まず一番初めに確認となりますけれど、今回の申請、保安規定の申請につきましては、
0:21:46	電話サッカーの時の本文の変更事項を保安規定に反映させるっていうことで、
0:21:52	そのとき議論等ありました許可の内容については今回漏れなく保安規定の方に反映されてるっていうような理解であっておりますでしょうか。
0:22:03	今回の趣旨としまして間もなく反映させるということが、今回の変更を規定変更の主旨となつてございますので、そのようになっていくと考えております。以上です。共同キタムラでございました。
0:22:17	瀬山カトウですありがとうございます。
0:22:20	その上でとなりますけれど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:24	資料の作成をお願いしたいと、説明資料ですね、の方の作成をお願いしたいと考えておまして、
0:22:33	資料かと言います。
0:22:37	とかあの際にいろいろ議論があったと思っておまして、それでまとめ資料の方にも、どういう議論があったかということをもとめられているかと思うんですけど。
0:22:50	取れればですね
0:22:52	そういった社員、まとめ資料とかあとは、
0:22:55	許可のときに、こういうところを、こういうところ例えば保安規定や下部規定に反映するだとかそういった議論が所々であった。
0:23:04	と思うんですけど。
0:23:06	そういったものの抜け漏れがないか確認するために、許可の時に不安定に反映させたりだとか或いは下部規定に反映する。
0:23:16	といったところについてこういったものがあってそれを今回どういうふうに反映させたか。
0:23:22	ていうのを、
0:23:24	そういった資料の作成をお願いしたいと思っておまして、例えばなんですけれど、許可の時のまとめ資料とか見ますと、
0:23:33	実験物を装荷した炉心の炉心配置決定のためのプロセスっていうのがまとめ資料の中にあるかと思うんですけど。
0:23:41	その中でどういうフローで決定していくかって言うことを、
0:23:49	今回、不安切ってたとか或いは下部規定に反映させるっていうお話あったかと思うんですけど。
0:23:55	そういったところをどういうふうに反映させていくのかだとか、或いは他のところでこういう議論があったけれどここについては、どういうふうに反映させますとか、そういったまとめ資料。
0:24:05	まとめ資料といいますか説明資料の作成をお願いしますでしょうか。
0:24:11	京都大学の喜多村でございます承知いたしました。ちなみにですね今のそのフローについてはですね、当時の議論ではこの下部規定である我々の方では保安指示書と言っておりますけれどもそちらの方に反映させるということ。
0:24:25	になっておりますので、そういったことがわかるような資料を作成させていただきたいと思えます。承知いたしました。
0:24:31	水道の加来です。ちょっとですねもうちょっと明確に言いますと、設置変更承認のときの審査で、向後保安規定もしくは下部規定の方に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:45	定めている事項今回、保安規定とか偽Aといけるよっていうのが今回の申請ですってことなんですけれど、うちとしましてはそこに抜け漏れがないかっていう確認を、
0:24:57	したいというふうに思っております。それで今言ったですねフローみたいな詳細のそのフローとかそういう細かいものについては、おっしゃる通りですね。
0:25:07	保安規定に定めてるものではなくて、保安規定には、ただの 1、一部保安とした内容がかかっている、それにひもづく形で下部規定に繋がっているものだと思っています。
0:25:20	ですので、細かい部分っていうのが現状の保安規定の申請の中では見えないと。
0:25:28	ですが、そこについては審査の時に約束した事項がきちんと今回の保安規定のどのような部分に結びつくかっていうものをきちんと整理していただいて、うちとしては、抜け漏れがないってことを確認したいと。
0:25:44	そういう説明資料を作って欲しいという趣旨となっております。
0:25:49	大丈夫そうですか。
0:25:50	はい。今日北本でございます。
0:25:55	大丈夫だと思います。おります。ただ主にですね先ほどの 34 ページのこととここ 34 ページの半分が、
0:26:04	上限で半分制御棒の、これは保安規定いただくに反映させると約束したものを反映させたと説明しております。あとはその炉心のそのフローですね。
0:26:16	あれを下部規定の方で反映させるというのを約束してますので、それらが、約束した内容が、どう、この保安規定と絡んでということをはわかるような資料ということを、
0:26:27	だと思えます。それは作成したいと思えます。
0:26:30	以上です。
0:26:32	既設のカトウです作業カバーのフローについては指示書の方に、を定めるっていうのを、その許可のときの審査では約束しましたってことなんですけれど、おそらく指示書の指示書に係る記載とかっていうのは、
0:26:51	今回の申請で変更するものではなくて、もともと多分、多分運転前とかに指示書を作成することとかっていう、そういう条文があってそれに多分紐つくとか
0:27:03	ということもあるのかなと思っております、現状すらも生きている保安規定の条文と結びつくところも一部あると思えますので、そことかもですねきちんとわかるような形で整理していただけると、
0:27:19	助かりますのでよろしくお願いします。
0:27:22	京大の喜多村でございます。承知いたしました。
0:27:28	施設はカトウです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:31	今お話出てきたので、その点についてお伺いしたいんですけど。
0:27:37	これは単純に説明を少し追加して欲しいと考えているんですけど 34 ページのところ で答え連続炉心の炉心配置と、
0:27:48	その許可のときの記載こういうふうにしますということで、1 回後装荷してしまっ ても反応度の異常の投入が生じないことの確認を行うというふうになってまして、
0:27:58	そのうちの一つ一つ追っていけば、どうしてこういう制限になるのかっていうのわ かるんですけど、ここだけ見てしまいますと、この添付書類の記載から、34 ペー ジに記載してある添付書類の内容から、
0:28:13	上の方にあります炉心配置の制限になるっていうのがわかりにくいですので、そこ の説明少し追加していただけますでしょうか。
0:28:23	戸田山野キタムラです消費いたしました。
0:28:25	ありがとうございます。静岡藤さんの今のところなんですけどおそらくですね、土囊 その構成であったり、前提条件が、多分整理がなされているからこそ、
0:28:38	こうやって保安規定に定めれば、きちんと許可に書かれている状況を満足するっ ていう形になっていると思うんですけど、ところ、
0:28:48	今回のこのヒアリング、資料、要するに審査会合の資料でそこがちょっとわからな いので、
0:28:55	そこをきちんと整理してくれば多分、許可の記載と今回保安規定に定める内容 が整合してるっていうことがわかると思いますので、その中間を埋めていただきた いという主旨になってます。
0:29:08	今日からキタムラで承知いたしました。
0:29:12	規制庁の加藤です。
0:29:14	続きまして、
0:29:17	今回の申請の中に含まれてるか確認したいんですけど、今回の保安規定の申 請の中に運転管理に関するものも入っていますでしょうか。
0:29:29	或いは入ってなくても、現状の不安定の中に入っていて、許可のときの文言か ら、
0:29:38	修正する必要はないですか、そういったことを確認したいと思っておりまして、
0:29:43	今後の新論説等にも出てくるかと思うんですけど、その時に、今回の法案への 先生この内容、
0:29:51	が出ていってその内容で、もう認可が出しまえば、そのまますぐに運転に入るの かだとかそういったことをちょっと確認させていただきたいという趣旨となってお りますので、お願いできますでしょうか。
0:30:04	はい。京都大学の三澤です。ちょっと確認させていただきたいんですが今言われ た運転管理というのは、今ちょっと維持管理ではですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:15	運転を兒玉への様々な我々指令所ってというのがありますが、そういうのを作成手順とか、それから、運転を行うための運転班の管理構成とか、
0:30:28	そういうことを指してるのかなというふうに思ったんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。
0:30:37	室長の加藤です。ちょっと細かいところはちょっと置いとくとすると、要するにですね、豪雪公認制認可にしまえば、今回の保安規定の申請を認可しちゃうれば付則即運転に入るんですかっていうところなんです。
0:30:57	どうぞ、向後元、これ以外に、運転に関わる内容を、伴市来の申請があるのか、それとももう、運転に関わる保安規定の内容はすべて今回の申請に含まれているのかっていうところなんですけれど。
0:31:14	それは公開に含まれているもしくは、今回変更はないんだけど、これまでの、その保安地点すでに定められておいて、そこに対して変更がないっていう理解でいいのかっていうところを確認したいということです。
0:31:33	はい。京大の三沢です。まずですね今回の低濃縮を入れたということを入れるということで、運転管理の方法、様々な事あると思うんですが、
0:31:44	基本的には変わりません。ですので保安規定今回の申請の中には、運転管理、当時炉心構成について様々な条件をついたんですが、
0:31:56	それより実際運転管理に関する変更はございません。ですのでこれ保安規定が認可されればですね、基本的にはすぐに運転できる体制になると、いうふうに考えておまして。
0:32:10	追加の保安規定申請の予定はございません。
0:32:15	わかりました。ありがとうございます。
0:32:19	規制庁は、すいません、ちょっと追加になりますが、基本的には停電地区にしてもですね、燃料の形状とかがほとんど変わりませんし、
0:32:30	炉心ですね安全法回路とか制御棒とかその辺りは一切変更せずに、低濃縮を使えるということで設置申請許可をいただいたところでございますので、
0:32:42	そういうところで、運転管理については変更なしというふうに考えておりますもちろん先ほど言いました下部規定ですね、これの整備は当然必要になりますので、
0:32:52	下部規定の手整備は次回以降、内容を説明することになると思いますが、それを運転までに適切に行いたいというふうに考えております。以上です。
0:33:09	規制庁の加藤です。今の点について少し追加で確認したいんですけど、今後出てくる炉心の設工認の内容は、まだ固まっていないかもしれないんですけど。
0:33:21	今のお話ですとその内容が、現状、
0:33:25	今申請していただいている保安規定の内容にはめるとかそういったことはないっていう理解でよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:33	京都大学の喜多村でございます。ないというふうに理解しております。
0:33:39	ありがとうございます。
0:33:45	規制庁のカトウです。
0:33:48	おっきな点が、
0:33:50	先ほど、これまでお話をさせていただいた点になるかなと思っておりまして、あとは若干細かく上がるかもしれないんですけど幾つか確認させていただきたいと思っております。
0:34:07	通話回答資料の 14 ページ。
0:34:14	を経ていただければと思うんですけど、こちらの方の記載につきまして、
0:34:21	専用運搬台車の方で燃料集合体の場合は固体、
0:34:26	ということに記載されているかと思うんですけど。
0:34:30	今回、庭の出荷の際に、燃料の密度とか変わっているかと思うんですけど。
0:34:39	なおかつ、
0:34:40	母体というのが今まで使っている、
0:34:44	高濃縮の方と同じ値設定されているかと思うんですけど。
0:34:50	低濃縮の方の燃料の集合体、5 体、
0:34:55	を乗せた場合であっても未臨界を維持できる。
0:34:59	ということについて、
0:35:01	そこに含まれるウラン量とか、そういったもの。
0:35:06	を考慮した関係、考慮した上で御説明というのをお願いしたいと思っております、
0:35:13	よろしいでしょうか。
0:35:16	はい。京都大学の喜多村でございます。
0:35:18	設置し、ですね。
0:35:22	添付書類 8 の 76 ページとかですね、77 ページに、代表ご両親の方針構成図が出てきております。
0:35:32	この代表炉心の構成図ですけれども 787980 ページまでですね、これはちょうど臨界するのに、こういう体系を組まないといけませんよという図になっておりますが、
0:35:47	これを見ていただきますとタバコ。
0:35:50	ボタン、炉心も軽水炉心もですね、五体で臨界になるもの。
0:35:56	存在してません。それよりも多い枚数でないともし臨界にならないということでございます。で、かつ、これらの炉心をですね当然その、
0:36:06	方針の周りを、ポリエチの話値であったり、どのケースの場合、減速材がもし燃料の中に入り込んだり、周りに水が、
0:36:16	社会として継ぎたいと、その状態であっても 5 体、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:19	認可になることはないということが確認できておりますので、母体であれば、民間は確保できるということを考えております。こちらの内容はですねすみませんこの資料 1 の方で落としちゃったんですけれども。
0:36:33	資料 3 とか 4 には、すみません、書いておりますので、こちら説明書の方に引き上げたいと思います。以上です。
0:36:45	教育でミサワです。ちょっと追加であります、これちょっと書いてあるんですが枚数または台数で制限しております。
0:36:55	ですので、まず枚数についてはですねこの数字っていうのは、バードケージに保管できる一つのバードケージに保管できる枚数というのを最大値しております。
0:37:07	ハード提示その枚数で臨界にならないということについては当然これ確認はしてると。
0:37:13	いうところでございますので、確かにデンシティが上がってるということもございますが、その分はですねこの枚数が、この時期より少なくなると。
0:37:26	いうところですねこれはデンシティ上がってる部分はですねこのところでも担保するようにしておりますので、これマーカーということになりますので、1 棟の燃料集合体に対して、
0:37:38	燃料に対して、たくさんの燃料体を入れるような、燃料体を作ることはあるんですがその場合例えば 3 体しかならないとかですね。
0:37:49	そういうふうな形になります。
0:37:52	以上です。
0:37:55	規制庁カトウですありがとうございます。
0:37:58	資料の方に追加資料 1 の方の会合用資料の方にも追加していただけるということですのでよろしく願いいたします。
0:38:10	それから同じく会合用資料の方の、
0:38:23	40 ページの方になりまして、
0:38:37	あ、失礼しました申請書のほうの 40 ページですね。
0:38:46	失礼しました申請書の方の例の 40 ページ。
0:39:00	こちらになるんですけれど、この中で低濃縮ウランの燃料集合体において減速材として八番の一元チャートっていうところ。
0:39:11	ですけれど。
0:39:13	こちらが開放用の資料の方に載っていないように見えまして、
0:39:19	制定同じく 0. 41。
0:39:25	答原則炉心の炉心配置のところ。
0:39:29	大内中心課題に 1 台以上の燃料集合体間、
0:39:33	装填されていることという文と、あと別添の 43。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:39	のところにいらっしゃっていただきまして実験物のところ。
0:39:45	その中で高濃縮ウラン炉心において照射物は使用しないことということとあと、高濃縮ウランの軽水減速炉心において検出器を挿入するためのといった一部の、
0:39:59	同じく開校資料の方に入っていないかと思うんですけど、こちらについて、会合資料に入っていない理由というのを教えていただけますでしょうか。
0:40:09	京都大学の喜多村でございます。まずその低濃縮ウランの燃料集合体において減速材として、単一内規というのはですね、25 ページのところ、
0:40:24	表の今日の今日の説明資料の 25 ページに入っておりますので、ご確認くださいければと思います。8 分。
0:40:33	ちょっと。
0:40:35	自分がきつと。
0:40:38	違う。
0:40:50	すべて少々お待ちくださいすみませんちょっと確認いたします。
0:40:54	その単純に抜けているだけでしたら、説明追加していただければと思いますので、よろしく願います。
0:41:02	庄子さんと確認いたしまして、
0:41:06	でなければ確認いたしたいと思います。それから今回の資料 2 の中心から 1 体以上とかですね。
0:41:14	あとは何でしたっけ。
0:41:16	K建設業挿入サービスするため、これはすでにもう現状の保安規定で、
0:41:23	もうすでに記載がございますので、今回の資料、今回変更はないと。
0:41:30	ということで、この資料、資料 1、単審査会合資料は上がっていないというのが理由でございます。以上です。
0:41:37	規制庁加藤です。すみません。もう一度確認しますが中心課題に行った以上燃料集合体が想定されていることということ等あと検出器を挿入するための挿入緩和間の内部に水が流入した場合、
0:41:51	という二つについては、元から保安規定に入っていたものなので、説明を特にしていないということよろしいでしょうか。
0:42:00	例えばキタムラでございます武藤でございます。市長箕薄井もちょっと合併にないんですけど、
0:42:08	今回の保安規定の申請書には、
0:42:13	書かれている内容が、
0:42:23	その審査会合上の資料に入っていないというふうに理解をしてるんです。
0:42:29	それで、申請書の内、さらに言うと下線が入ってる部分は、多分変更になったものじゃないかなと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:42:39	思っていて、下線を引かれているんだけど、申請審査会合用の資料には入っていないので、これっていうのは抜けないんですかっていう確認をしたいということなんですけれど。
0:42:53	それがすでに保安規定に定められているのであれば、申請書の右っ側で下層が引かれないんじゃないかなと思ってます。
0:43:04	京都大学の喜多村でございます。今回ももとの別表第2の2っていうのはですね非常にシンプルなものでして、4項目しかないものでしたそれがですね。
0:43:14	今回、何て。
0:43:18	それと20 今回の支援施策審査会合市の21 ページのように、学際統制をしまして、項目立てをした。
0:43:27	というわけですけれども同じ記載がですね。
0:43:32	この項目され、
0:43:34	和気小項目、分けはしているんですけれども、同じ記載が残っているということで、今回審査会合資料には、挙げていなかったということでございます。そうしますと、
0:43:48	構成を変えた。
0:43:53	ということですので下線を引いているんだけど、実際は、ももとの保安規定にも定めていた内容であるってということですか。
0:44:07	戸田キタムラでございますその通りでございます構成が変わったので場所が変わっているの下線を引いております申請の所の方では聞いておりますけども内容としては変わっていない、もともとあった。
0:44:18	ということでございます。以上であるほど、
0:44:23	うん。
0:44:33	わかりました。ちょっとですねそこかも何かしらの説明でわかるような形で、
0:44:43	整理してもらえればいいのかと思いますのでよろしく願いいたします。大学の喜多村でございます。例えばですね21 ページのところ、もともと小、
0:44:56	こういった記載は、こちらに移るとかそういった情報を、21 ページのところに追加するような形だとかそういう形で整理したいと思います。ありがとうございます。
0:45:15	規制庁のカトウですありがとうございます。
0:45:20	会合資料ではないんですけれど、本日ご提出していただいておりますヒアリング資料に、
0:45:30	これもお願いになるんですけれど、こちらの方で審査基準、左側に書いていただいております、真ん中のところに保安規定における変更箇所ということ。
0:45:43	されているんですけれど。
0:45:47	その指定表となっていて本当に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:51	どこを参照して、書いてはあるんですけどそれがどうして適合性を満足しているのかということが書かれていませんので、もう少し説明の追加をお願いします。
0:46:04	小田山野キタムラで承知いたしました。ありがとうございます。
0:46:11	あとそれから、先ほどお話があった箇所となりますけれども申請書の先ほどの別添の 41、
0:46:22	640 円のところの左側。
0:46:25	新旧対照表で先ほど、
0:46:28	もともとの保安規定の方にも入っているとされていた場所になるんですけど、
0:46:34	これもすみません、単純な、どうしてなのかなっていう疑問だけなんですけれど。
0:46:41	与信は過剰反応度額の場合は除くってということで、その中心課題に言った以上の燃料集合体が想定され、
0:46:48	されていることであるところの例外除外で正しいということで炉心の余剰反応度が負の場合は除くとあるんですけど。
0:46:59	炉心の過剰反応度が負の場合ってというのは、具体的にどういった場合になるんでしょうか。
0:47:51	規制庁学校ですこの場では、ごめんなさい。ちょっと今、
0:47:57	本当にいいとなったかもしれませんが。大変申し訳ございません。ちょっとこれ理事会の体系ということで、その場合は、過剰反応度ふということですので、年齢た非常に少ないような炉心で実験、そういうことを想定しております。
0:48:17	未臨界の炉心での実験ということを、
0:48:20	です。
0:48:22	はい、清田八木沢です。はいその通りです。ですから委員会にならない。いろんなことあっても、就職上昇は、有り得ない。
0:48:32	自発的な出力上昇はないということで、このようなことを除外しております。
0:48:42	ありがとうございます。
0:48:51	以上が事実関係の確認となっております後は、すみません本当に細かいところになってしまいうんですけど。
0:49:06	介護資料の中で、
0:49:14	強調ページの中で燃料集合体っていう文言出てくるかと思うんですけど。
0:49:22	地名かもしれないんですけど、この燃料集合体がどういうものかという。
0:49:29	説明定義のようなものを、例えば 5 ページとか 6 ページとかに入れていただくことができますでしょうか。奥喜多村でございます。承知いたしました。
0:49:41	ありがとうございます。
0:49:43	それから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:44	同じく会合資料の 13 ページというところで、
0:49:50	これも単純な確認等ありますけれど、この中で異常のあるウランの燃料用さ、密封し、あとは、異常のあるトリウムの燃料用 3 年とありますけれど、この密封というのは具体的にどういうふうにびっくりされるのでしょうか。
0:50:08	秋谷大学の喜多村でございます。考えておりますのは、ビニールでシール、熱でシールする、そういったことを考えてございます。
0:50:23	瀬田の加藤です。ありがとうございます。
0:50:33	すみません、少し戻っていただきまして、9 ページのところになるんですけど、
0:50:38	ここの一番最初の臨界数値Uの、
0:50:43	燃料というところ、これ、前のページから続くのを見ますと、保持かなと思うんですけど、それであれば修正をお願いいたします。
0:50:56	それは兵藤北見です確認いたしますすみません。
0:51:03	それから、これも細かいところにはなりますけれど 15 ページのところ、下から一番下から 2 行目で不安定ように反映させるためとありますけれど、
0:51:16	このようにっていう感じとかがあってるかどうか、ちょっとお話し違ってるようであれば修正をお願いいたします。
0:51:25	城戸北野です承知いたしました確認いたします。
0:51:33	次のページから 16 ページ 17 ページの説明内容なんですけれど、これも事実の確認。
0:51:41	となりますが、
0:51:44	(1)(2)は付帯原則課題用燃料集合体と書かれていん等で(3)からは、そういった文言ないですけれど、(3)からっていうのは、頸髓とあと答え両方に適用されるものという認識で合ってますでしょうか。
0:51:59	京都大学の喜多村でございます五島でございます。
0:52:03	ありがとうございます。
0:52:08	それとこれも確認となりますけれど、今回会合資料で、
0:52:15	記載いただいておりますの中で変更箇所の方は全部聞いていただいているかと思うんですけど一方で申請書のほうの下線部と、
0:52:24	見比べますと下線が引いてある位置が違って見えるように見えますので、
0:52:30	もしこれが意図的に下線ずらしていなければ修正をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
0:52:37	先ほど喜多村です。そのようなイトウございますのでもし違ってるとしては水でございますので使用させていただきたいと思います。ご答弁ありがとうございます。
0:52:47	それから、
0:52:51	介護資料の 22 ページの方になりまして、この中の表。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:56	その左側ですねここがすべて答え原則炉心の燃料集合体等の構成となっておりますので、これは多分誤字かと思いますので修正をお願いいたします。
0:53:08	当山キタムラでございますご指摘の通りこれ誤字でございますので、修正させていただきます。
0:53:18	うちの方からは以上になりますけれど、他にございますでしょうか。
0:53:23	規制庁側から。
0:53:26	よろしいでしょうか。
0:53:28	和田井川から何かございますでしょうか。
0:53:31	先ほど大の北村でございます京大からは特にございません。
0:53:35	ありがとうございます。ちょっとそれでは、
0:53:39	これで本日のヒアリング終了とさせていただきますと思います。ありがとうございます。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。